

## 五監公告第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年5月30日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 監査の対象

指定管理者 社会福祉法人 中東福祉会【五泉市障害者地域活動支援センター 虹工房】

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の範囲

平成28年度出納その他の事務の執行状況

### 4. 監査の実施期間

平成29年4月27日～平成29年5月24日

### 5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

指定管理者制度の管理に関する基本協定書第7条においては、業務の再委託の禁止が規定されており、例外として市の承認を得た上、第三者に委託等することができる旨が規定されている。基本協定書及び年度協定書(業務仕様書を含む)の中で、具体的な業務内容の記載の欠落が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては指定管理者との連携を密にするとともに、今以上のモニタリングを両者で実施する等、施設の設置目的が達成できるよう引き続き努力されることを望むものである。